

## はじめに

# 社会福祉法人 五條市社会福祉協議会 会長 北 山 茂 文

急速な少子高齢化や家族機能の変化により、地域社会や家庭の様相は大きく変容してきているとともに、住民相互のつながりが希薄化し地域の相互扶助機能が弱体化してきています。

地域での福祉課題も近年の経済状況や雇用関係の厳しさによる困窮や引きこもり、孤立、ひとり親家庭の問題、虐待や悪質商法など様々な課題・問題が発生しています。

このような中、五條市社会福祉協議会では「人と人の絆」「住民同士のつながり」「地域の福祉力」を高め、福祉課題の解決を図っていくために、各種の事務事業をとおして地域福祉活動を推進してまいりました。

そして、昨今の複雑多岐にわたる福祉課題への対応には、地域が抱える課題を地域全体の問題として捉え、住民の皆さまと共に考え解決に取り組んでいくことが必要と考えています。

このことから、本会の経営理念でもあります「みんながしあわせに暮らせるまちづくりをみんなですすめます」の実現に向けた指針となるよう、今回、五條市社会福祉協議会「地域福祉活動計画 | を策定いたしました。

本計画では「生活の安心」「皆とのつながり」「支えあう人」「市社協の基盤強化」 をキーワードとして、計画の実現に取り組んでまいります。

住民の皆さまをはじめ、関係機関・団体各位には趣旨をご理解いただき、五條市 での地域福祉活動の推進にご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご協力いただきました奈良県立大学の 古山准教授、地域福祉活動計画策定委員、ワーキンググループの皆さまをはじめ、 貴重なご意見・ご提言をいただきました住民懇談会の参加者、アンケート調査にご 協力をいただきました皆さまに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。



### ごあいさつ

# 社会福祉法人 五條市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会 委員長 下 村 房 夫

五條市でも少子・高齢化にかかわる諸問題だけでなく、家族機能の変化や近隣関係の希薄化により地域のつながりが弱くなり、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが一層求められています。

そこで、平成25年4月から16名の地域福祉活動計画策定委員、14名のワーキンググループの皆さまと社会福祉協議会職員により「地域福祉に関するアンケート調査」や地域特性により選出した6地区での「住民福祉懇談会」を開催、会議や意見交換を重ね2年の期間を費やし「地域福祉活動計画」が完成いたしました。

この計画は、住民の皆さまからいただいた多くの貴重なご意見から、地域での問題・課題を分析し、その解決のため社会福祉協議会として取り組んでいかなければならないことを、基本理念・基本目標・基本計画・実施計画によりまとめたものです。

ここ十数年前まで、地域には情報通の人や良い意味でのおせっかいな人が必ずいましたが、社会情勢の変化や個人情報保護法の施行などにより、最近はほとんどいなくなり、逆に無関心な人が多くなっています。これと相まって地域のつながりも益々弱くなってきました。地域福祉の推進は、住民の皆さまが主人公で「お互いさま」の気持ちと行動から始まると考えています。

計画の実施にあたっては、社会福祉協議会の職員だけで成し得るものではありません。住民の皆さまをはじめ、福祉関係者、関係機関・団体など多くの方々のご理解とご支援、ご協力をいただかなければならないと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にご協力をいただきました皆さまに対しまして 心から厚く御礼申し上げますとともに、本計画の目的が達成することを確信して策 定にあたってのごあいさつとさせていただきます。

## 目 次

第1章	地域福祉活動計画の策定にあたって	
2. 計画の 3. 計画の 4. 計画句	き定の趣旨 ····································	2
第2章	社会福祉協議会の概要	
2. 社会福 3. 五條市	福祉協議会の位置づけ 記祉協議会の5つの原則 5社会福祉協議会組織図 5社会福祉協議会の認知状況	6 7
第3章	地域福祉を取り巻く現状と課題	
1. 五條7 2. 地域初 3. 住民初	5の動勢 副社アンケート調査 副社懇談会 副社の現状と課題の整理	12 19
第4章	基本理念・基本目標	
2. 基本目	理念 ······· 目標 ······ O体系 ·······	28
第5章	基本計画・実施計画	
基本目標 1		
基本目標 2 基本目標 3 基本目標 4	<ul><li>①小地域福祉活動の活性化</li></ul>	32 33 34 37 38 39 41 42 43 44 45 46 47 49
第6章	計画の進行管理	
	<b>本制 ······</b> <b>管理 ····································</b>	
資料編	<ul><li>・ 五條市の福祉の現状</li><li>・ 策定経過</li><li>・ 策定委員会設置要綱</li><li>・ 策定委員会第、ワーキンググループ名簿</li></ul>	

・用語解説

# 第 1 章

## 地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、人々の価値観や考え方、生活習慣も多様化しています。

こうした中、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しており、高齢者の孤立や家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどの新たな問題、長引く経済不況による失業、生活不安などの問題も発生しています。

このように個人や地域における生活課題が多様化していることから、地域福祉へのニーズはますます増大しています。一人ひとりが人として尊厳をもって、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、行政による福祉サービスの提供だけで補うことは困難なことから、地域の様々な人や機関・団体などが地域の福祉課題を共有し、その解決のために取り組んでいくことが、これからの地域福祉を推進するうえで益々重要になってきています。

このことから、地域福祉を推進する団体である五條市社会福祉協議会では、「みんながしあわせに暮らせるまちづくりをみんなですすめます」の経営理念実現に向けて地域住民の福祉意識を高めるとともに、住民、福祉関係者やボランティア団体などとの協働のもと、これからの地域福祉を推進するための計画理念や目標、課題解決に向けた具体的な活動の方策を明確にする「地域福祉活動計画」を策定するものです。

※ 五條市社会福祉協議会(以下「市社協」という)

1

## 2 計画の性格

この計画は、地域福祉の推進を目的とした活動や事業を行うための具体的な取り組みについて期間を定めて方向を示したものです。地域の福祉課題の発見から課題解決までの流れのなかで、地域住民や福祉関係団体などの意見や要望を把握し、地域福祉の推進を担う市社協が主体となり、地区社会福祉協議会、ボランティアなどと協働して行う活動・行動計画です。

また、この計画は五條市の各種福祉計画との連携を図りながら、地域福祉活動を推進するという性格を持っています。

※ 地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という)

#### 五條市地域福祉活動計画

◎住民参加による地域福祉活動の推進



#### 五條市総合計画

- ◎老人保健福祉計画
- ◎介護保険事業計画
- ◎障害福祉計画
- ◎子ども・子育て支援計画

五條市

#### 五條市社協・住民

## 3 計画の期間

五條市地域福祉活動計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年とし、 年度ごとの進捗状況の確認・評価と必要に応じ中間見直しを行います。

## 4 計画策定の体制

(1) 地域福祉活動計画策定委員会(16名)

構成・・・・自治会代表者、福祉関係者、行政関係者、学識経験者等

役割・・・・計画案審議、承認、評価

(2)地域福祉活動計画策定ワーキンググループ(14名)

構成・・・・住民、地区社協代表者、ボランティア代表者、行政関係者

地域団体、奈良県社協、社協職員等

役割・・・・計画策定にかかる企画、調査研究、計画素案の検討・審議

(3) 地域福祉活動計画策定事務局作業部会(5名)

構成・・・・事務局員

役割・・・・計画策定作業

(4)地域福祉活動計画策定アドバイザー(1名)

構成・・・・奈良県立大学准教授

役割・・・・ワーキンググループ、事務局作業部会支援



策定委員会の様子



ワーキンググループ会議の様子

## 第 2 章 社会福祉協議会の概要

## 1 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参 加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を計画的・協働的努力によって解決しよう とする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティ づくりと地域福祉の推進を使命とする組織で、「社会福祉法」に基づき全国・都道府県・ 市区町村に設置されている社会福祉法人です。

#### 社会福祉法抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社 会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域 における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の 公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって 社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う 者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員と して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与 えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域におい て次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であっ て、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する 活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協 議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以 外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営す る者の過半数が参加するものとする。
  - 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必 要な事業

## 2 社会福祉協議会活動の5つの原則

社会福祉協議会は5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開しています。

#### 住民ニーズ基本の原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を第一にすすめます。

#### 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として活動をすすめます。

#### 民間性の原則

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を活かした活動をすすめます。

#### 公私協働の原則

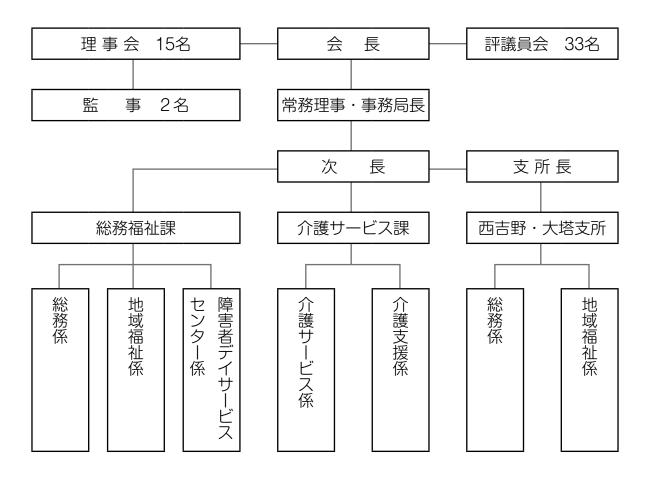
社会福祉、そして保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。

#### 専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

## 3 五條市社協について

#### (1) 組織図



#### (2) 所在地

#### ■本 所(五條市立福祉センター内)

五條市新町3丁目3-2 ☎ 0747-24-4152 FAX 0747-24-4153

#### ■西吉野・大塔支所(五條市役所西吉野支所内)

五條市西吉野町城戸122 ☎ 0747-33-0294 FAX 0747-33-9220

#### ■障害者デイサービスセンター(五條市立保健福祉センター内)

五條市野原西6丁目1-18 ☎ 0747-25-2632 FAX 0747-22-1202

## 4 五條市社協の認知状況

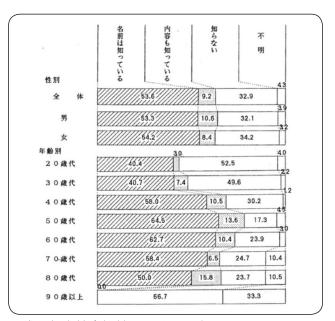
#### ◇平成8年「社会福祉に関する調査」

◇市社協の認知状況は「名前は知っている」が半数強の53.6%、「内容も知っている」は 9.2%であわせて知名度は 62.8%という結果となっていました。

#### ◇平成25年 「地域福祉に関するアンケート調査」

- ◇市社協の認知を社協の事業をとおして 聞いた結果、共同募金や広報紙の発行 給食サービス、障害者デイサービスに ついては、30%を超える数値となりま した。
- ◇一方、市社協の根本的活動である相談 事業や福祉教育、小地域ネットワーク 活動やボランティア活動などの認知状 況は低い結果となりました。

#### ■社会福祉協議会(社協)をご存じですか

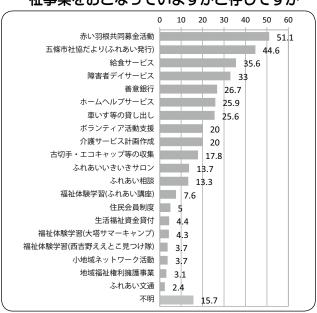


平成8年度社会福祉に関する調査

設定数: 1,000

回収数: 779 (77.9%)、有効数: 765 (76.5%)

## ■社会福祉協議会(社協)では、次のような福祉事業をおこなっていますがご存じですか



平成25年度地域福祉に関するアンケート調査

設定数:1,000

回収数: 548 (54.8%)、有効数: 540 (54.0%)

- ◇両調査から五條市社協はある程度認知されていると考えられますが、具体的な活動内容については、まだまだ認知されていない結果となっています。
- ◇今後の取り組みとして、あらゆる機会・媒体をとらえて啓発していくとともに、個別支援活動や各種の事務事業をとおして皆さんに認知され、社協活動に参加・協力していただけるよう努力していきます。

# 第3章

## 地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 五條市の動勢

#### ■人口・世帯数

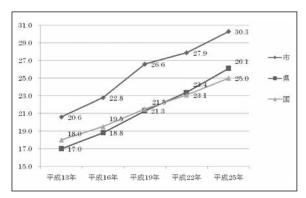
五條市の人口・世帯数はともに平成9年以降減少傾向にあり、平成17年の合併をピークに減少が続いています。

(各年3月31日現在)

	平成6年	平成11年	平成16年	平成18年	平成21年	平成26年
人 口(人)	36,785	36,791	35,000	38,230	36,487	33,600
世帯数 (世帯)	10,912	11,645	11,906	13,754	13,802	13,778

#### ■高齢化率

人口のうち高齢者 (65歳以上) の割合 (高齢化率) {\*1} は全国、奈良県を大きく上回っています。



平成25年10月現在

五條市:30.3%

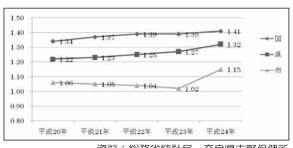
奈良県:26.1%

全 国:25.0%

資料:総務省統計局

#### ■合計特殊出生率

少子化は急速に進行しており、五條市の合計特殊出生率 {\*2} は全国平均を下回り、人口を維持するのに必要とされる水準 (人口置換水準 2.08) を大きく下回っています。 さらに、人口流出、未婚率の増加等もあいまって、人口減少が深刻化しています。



資料:総務省統計局、奈良県吉野保健所

平成24年10月現在

五條市:1.15

奈良県:1.32

全 国:1.41

#### 用語解説

(\*1) 高齢化率: 高齢者(65歳以上)が人口に占める割合

(\*2) 合計特殊出生率: 1人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数

#### ■地域類型の特徴

旧市街地・住宅地域

地区:本町、中央、須恵岡口、新町、五條東

交通の要所となっており、住宅が密集している。高齢化率は、ほとんどの地区が市 平均の31%を超えており、空き家も多く商店街ではシャッター通り化が進んでいる。

住宅・商業・農村地域

地区:二見、宇智、野原、牧野、北宇智

住商農業が混在しており、人口も多く標準的な世帯分布となっている。工業団地や 大型スーパー、娯楽施設、福祉施設等の立地も多い。

新興住宅地域

地区:田園、あづみ台、なつみ台

昭和50年代に開発された住宅地と近年開発された住宅地である。高齢化率は、市で一番低く児童数も多いが、将来オールドニュータウン化が予測される。

農村地域

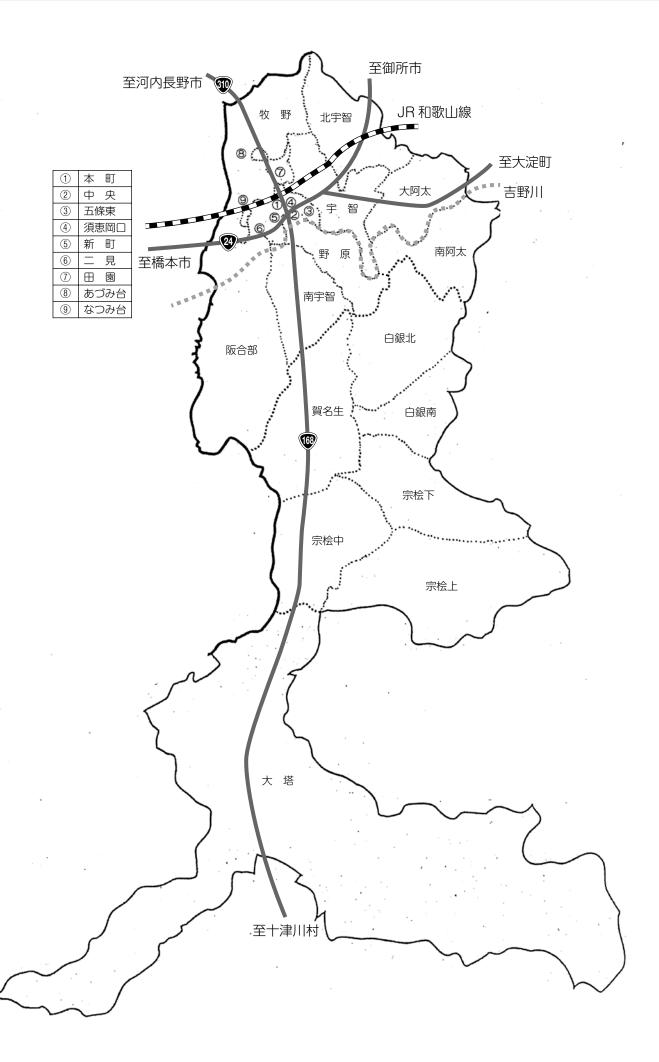
地区:阪合部、南宇智、南阿太、大阿太

稲作や野菜づくり中心の兼業農家が多い。高齢化率は、市平均値で3世代家族も多いが、新生児は少なくなってきている。昔からの地域行事は残っており、つながりも強い。

山間地域

地区:白銀北、白銀南、賀名生、宗桧上、宗桧中、宗桧下、大塔

北部地域は、特産である柿・梅など果樹の大規模専業農家が多く、家族構成も3世代が多い。南部は、山間地域で主産業の林業が衰退、高齢化率も50%を超え、少子化、 過疎化、限界集落等の問題が発生している。また、土砂災害の発生が危惧される。



## 2 「地域福祉アンケート調査」から抽出した現状と課題

地域福祉活動計画の策定にあたり、住民の皆さんの地域福祉に対する思いや考え方を明らかにするために「五條市の地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

1)調査地域 五條市

2) 調査対象 平成25年6月1日現在で住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女

(外国人登録含む)

3) 標本数 1000サンプル (無作為抽出)

4) 調査方法 郵送による配布・回収

5) 調査期間 平成25年7月16日~8月5日

6) 回収数 548通 うち有効回答数 540通(54.0%)

#### 【調査項目】

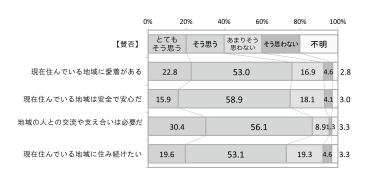
1) 対象者属性(性別、年齢、居住地区、職業、居住歴等)

- 2) 地域との関わり(地域への評価、コミュニティの現状等)
- 3)健康や福祉(相談、地域の課題、取り組みへの要望等)
- 4) 災害に関して(防災や避難に関する不安とニーズ等)

#### ①地域との関わり(地域への評価、コミュニティの現状等)

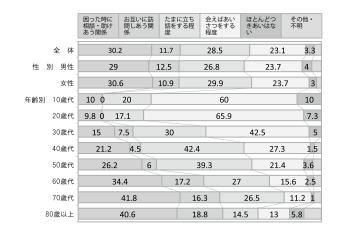
#### ■地域での生活

- ◇住んでいる地域への思いについて、「地域の人との交流・支えが必要」とする意見が一番多く9割近く、「地域に愛着がある」や「安全で安心だ」も8割弱となっており、「現在の地域に住み続けたい」も7割強と肯定的な意見が多い。
- ◇特に80歳以上やひとり暮らし世帯で 「交流や支えが必要」との回答が多かっ た。



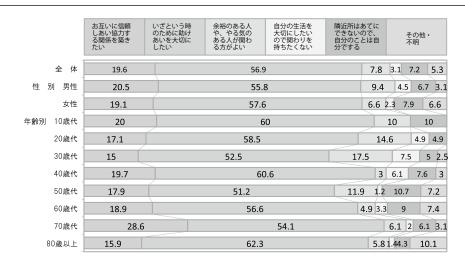
#### ■近所つきあいの程度

◇「困った時に相談・助けあう関係」は 年齢が上がるほど高くなり70歳代前 後が高く、「訪問しあう程度」も加齢 とともに多くなる。「立ち話・あいさ つ程度」は40 ~ 50歳代の中年層で多 く、逆に若年層では「会えばあいさつ をする程度のつきあい」が多い。



#### ■近所つきあいへの考え方

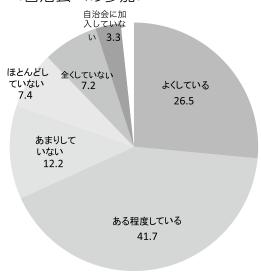
- ◇「いざという時のために隣近所の助けあいを大切に」と「お互いに信頼し協力する関係を築きたい」をあわせて8割近くの方が、近所とつきあいを大切と思っている。性別や年齢による 差はあまりない。
- ◇「余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わればよい」や「自分の生活が大事、地域と関わりたくない」等、消極的な意見も1割強ある。



#### ■自治会活動への参加

- ◇「よくしている」「ある程度している」、あわせて参加率は約7割。60歳・70歳代の参加割合が高く、若年層では低くなっている。親世代と同居世帯で親世代が活動しているとも考えられる。
- ◇積極参加の多い地域が部分的にある一方で自治会に加入していないは全体で3.3%となっているが、未加入の人が2割を超えている地域もあった。

#### <自治会への参加>



	よくしている	いる程度して	参加している	ないのとい	いない。	全くしていな	自治会に加入	不明
全体	26.5	41.7	68.2	12.2	7.4	7.2	3.3	1.7
10歳代	_	10.0	10.0	10.0	30.0	30.0	20.0	_
20歳代	2.4	14.6	17.0	29.3	17.1	34.1	2.4	_
30歳代	5.0	42.5	47.5	15.0	20.0	15.0	2.5	
40歳代	24.2	36.4	60.6	19.7	10.6	4.5	4.5	
50歳代	25.0	48.8	73.8	10.7	3.6	2.4	7.1	2.4
60歳代	41.0	44.3	85.3	5.7	4.1	1.6	0.8	2.5
70歳代	36.7	50.0	86.7	6.1	5.1	_	2.0	
80歳代	18.8	42.0	60.8	15.9	2.9	13.0	2.9	4.3

#### ■地区社協の認知

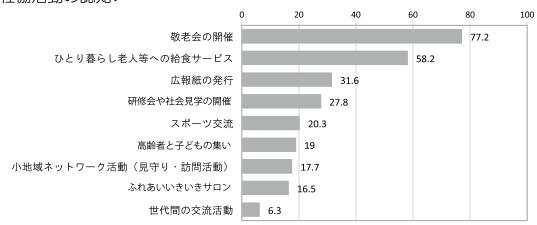
◇自治会とは別の地区社協の認知では、「名前は知っている」「活動内容も含めて知っている」 をあわせて4割弱である。

認知度は高齢者ほど高く 若年層ほど低かった。



◇地区社協の活動内容も知っている人(14.6%)のうち、活動については敬老会や給食サービスの認知度が高くなっている。

#### <地区社協活動の認知>



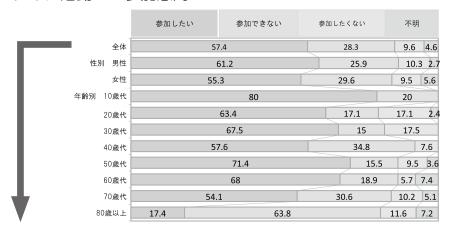
#### ■ボランティア活動への参加

◇福祉に関するボランティア活動への参加は、現在参加しているが5%、過去に経験 したが21%であわせて3割弱であった。

#### ■ボランティア活動への参加希望

- ◇ボランティア活動への今後の参加意向は一様に高く、全体で6割弱と過半数に達しており10 代の参加意向が高くなっている。
- ◇参加意向の6割弱の人のうち、ほとんどは「時間ができたら」「機会があれば」「友人と一緒に」 等の条件整備ができたら参加したいとなっており、無条件に「ぜひ参加したい」は3.1%にと どまっている。

#### <ボランティア活動への参加意向>



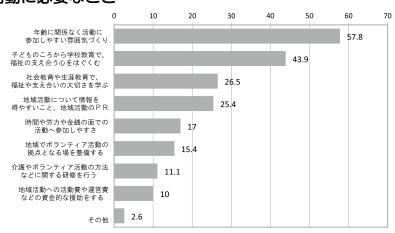
<参加したい意向(57.4%)の内訳>

(単位%)

ぜひ参加し たい	友人などが 一緒なら参 加したい	時間ができ たら参加し たい	学習の機会 があったら 参加したい	参加したい 計	参加できな い	参加したく ない	不明
3.1	8.5	31.5	14.3	57.4	28.3	9.6	4.6

#### ■地域での助けあいや支えあいの活動に必要なこと

◇「年齢に関係なく活動に参加し やすい雰囲気づくり」「子ども のころから学校教育で、福祉の 支えあう心をはぐくむ」など気 持ちの問題が多くあげられた。



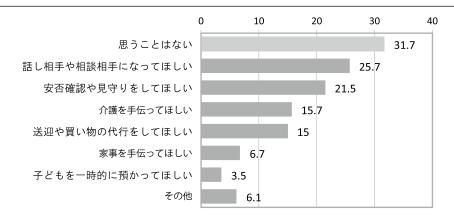
#### ②健康や福祉(相談、地域の課題、取り組みへの要望等)

#### ■悩みや不安の相談相手

- ◇悩みや不安の相談相手として多いのは、「家族」(88%)、「友人」(44%)、「親類」(38%) など私的な相手が中心で、「市役所」や「社会福祉協議会」など公的機関は少ない。
- ◇ 「相談できる人がいない」 は約3%であった。

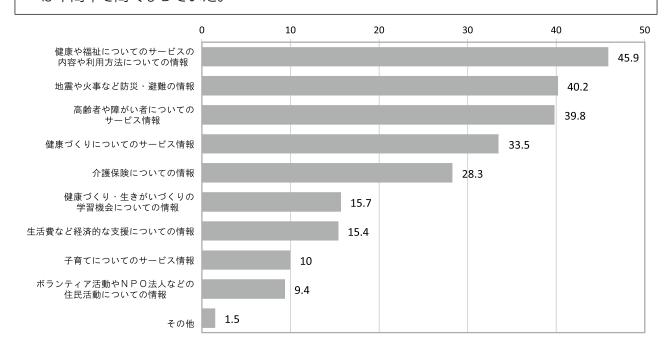
#### ■日常生活で助けてほしいこと

◇日常生活で助けてほしいことでは、若年層を中心に「思うことはない」が最多。「話し相手や相談相手になってほしい」、「安否確認や見守りをしてほしい」、「介護を手伝ってほしい」、「送迎や買い物の代行をしてほしい」と続く。



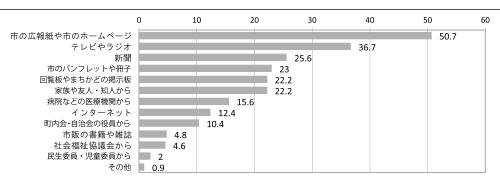
#### ■健康・福祉で知りたい情報

- ◇知りたい情報としては「健康や福祉のサービス内容や利用方法についての情報」が最多、内容以前に情報の所在を知りたいということである。
- ◇「防災・避難の情報」は大塔・西吉野地域で数値が高く、「福祉サービスや健康づくり情報」 は中高年で高くなっていた。



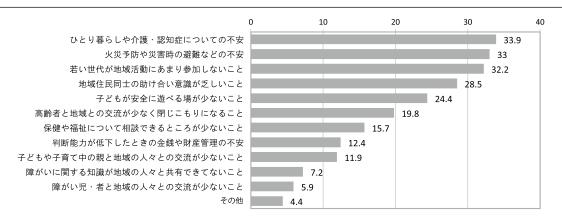
#### ■健康・福祉の情報のとり方

- ◇健康・福祉の情報源として、「市の広報紙や市のホームページ」が最も多く、「テレビやラジオ」 「新聞」などのマスコミを上まわっている。年代による違いも大きそうだ。
- ◇社協や民生児童委員から情報を得ることはごく低い数値になっている。



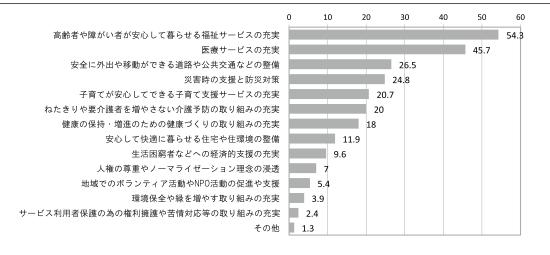
#### ■地域での問題や課題

◇地域の課題では、「ひとり暮らしや介護・認知症について」「火災予防や災害時の避難など」 は高齢者の回答が多く、「若い世代が活動に参加しない」「住民同士の助けあい意識が乏しい」 は若年層で高くなっており、当事者である若い世代が感じていることになる。



#### ■健康や福祉を充実していくために取り組むべきこと

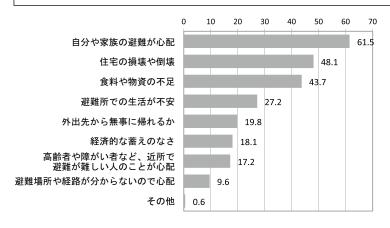
- ◇今後取り組むべきことでは、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉サービスの充実」と 「医療サービスの充実」の2つが多くあげられている。
- ◇地域性を反映して「公共交通の整備」「災害時の支援・防災対策」が続いている。
- ◇ 「医療サービスの充実」と「子育て支援」については、30代・20代が多く回答していた。
- ◇「介護予防」「健康づくり」への取り組みの充実も2割と続いている。



#### ③災害に関して(防災や避難に関する不安とニーズ等)

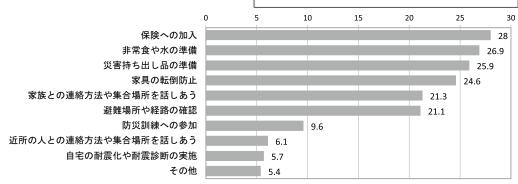
#### ■災害時の不安・心配ごと

- ◇「自分や家族の避難が心配」が最も多く、「住宅の損壊や倒壊」「食料や物資の不足」とあわせた3つが中心。
- ◇近所で避難が難しい人のことが心配との回答も2割弱ある。



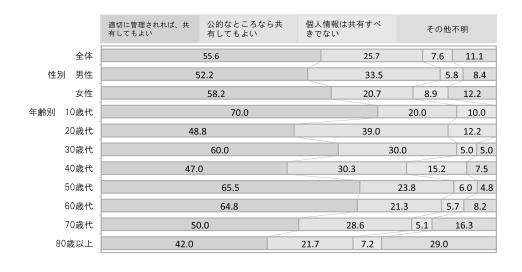
#### ■災害への対策

- ◇災害への備えとして、「保険への加入」「非常食や水の準備」「災害持ち出し品の準備」「家具の転倒防止」「家族との連絡方法や集合場所を話しあう」「避難場所や経路の確認」が2割以上となっている。
- ◇「訓練への参加」や「耐震化や耐震 診断の実施」は低い数字になって いる。



#### ■災害時の個人情報の共有

- ◇個人情報の共有に関しては「適切な管理のもと、地域で共有してもよい」「公的なところなら 共有してもよい」とあわせて許容意見が8割以上になる。
- ◇「個人情報は共有すべきでない」とするのは1割弱である。



## 3「住民福祉懇談会」の開催について

地域福祉活動計画の策定にあたり、住民の皆さんの地域福祉に対する思いや考え方を明らかにし、意見を集約するために「住民福祉懇談会」を実施しました。

# (1)開催地区 6か所(市内を5地区に分類し各1か所で、西吉野と大塔地区でそれぞれ開催)

合計1	3 .	7名1	に参加し	<b>ハた</b> :	だきまし	$t_{-}$
	J	<i>1</i> 171	し参加し	/ 1/ _ /	$L \subset \mathcal{O} \setminus$	JI = 0

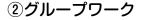
地域	地区名	日付	参加者数
山間地域	大塔	H25年11月29日	21名
旧市街地、住宅地域	須恵・岡□	H25年11月30日	21名
住宅地、商業地、農村地域	宇智	H25年12月 6日	27名
新興住宅地域	田園	H25年12月 7日	23名
農村地域	南宇智	H26年 1月18日	25名
山間地域	賀名生(西吉野)	H26年 2月 1日	20名

#### (2)開催内容

参加者が数グループ(1 グループ5~6人)に分かれ、地域の現状や課題について自由に話しあい、グループごとにまとめを発表していただきました。

#### ①懇談会の説明







#### 3発表



## 4 地域福祉の現状と課題の整理

「アンケート調査」や「住民福祉懇談会」で明らかになってきた生活課題や福祉課題を分類し、整理しました。

#### ≪現状の整理≫

現代の社会情勢や地域社会の変化等を背景に、様々な要因があいまって私たちの生活問題・生活のしづらさが生まれていると考えられます。

#### ①少子高齢化・人口の減少

若い世代の働く場が少なく、少子化がすすみ、子育てしやすい環境が整備されていない 学校との交流が減った、学校の統廃合の不安 高齢化がすすみ、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加 空き家が増えた

#### ②医療・介護・子育て支援などの体制

医療機関や選挙の投票所まで遠くて不便

総合病院 (産婦人科・小児科・耳鼻咽喉科等) がなく、救急や休日の医療体制も整っていない 相談窓口が分かりにくい、縦割りで相談しづらい

必要な人に必要な情報やサービスが届いていない(例えば、民生児童委員が誰か知らない) 高齢者施設の入所がすぐに利用できない

全体としてのサービスが少ない

#### ③交通の不便さ

バスや鉄道の本数が少なく、停留所・駅が遠い

地区によってコミュニティバス、スクールバスがない

道路が狭い、緊急車両が通りにくい

地域に買い物できるスーパー・コンビニ・商店がなく、買い物できない

高齢者の移動や外出手段がない

#### ④つながりの希薄化

自治会への未加入者が増えている

生活様式や意識の変化により世代間交流や地域行事が減っている

隣家が遠くて訪問できない

#### ⑤担い手の不足

地域の世話役(自治会や消防団員等)の不足活動している人たちの高齢化、後継者の不足

#### ⑥防災・災害対策

災害時の体制 (要支援者の避難支援等) ができていない、避難所の場所が適切でない 必要な情報が伝わらない、個人情報保護で要支援者がわからない

ライフラインが止まると回復が遅い

日常生活で交番との交流がない

高齢者ドライバーが危険

#### ⑦その他 (不安や意見のまとめ)

農業 (米や柿) の収入では生活できない

年金は減額、税金・介護保険料が高い、さらに消費税が増税し不安

行政が無駄遣いしすぎ

行政がやるべきことを、ボランティアの名のもとに住民に押しつけていないか

公民館が古く、文化施設が少ない

#### ≪地域福祉の問題と社協・住民が取り組む課題の整理≫

これまで整理してきた中から、「地域福祉活動計画」として社協や住民が取り組まなくてはならない福祉課題をまとめると、大きく5つの項目として整理することができます。

#### 課題1. 困りごとを抱えている方への支援の整備

支援が必要な方の多くは、様々な生活課題を抱えて生活されています。また、問題が深刻化する前に必要なサービス・支援を利用できるようなしくみや制度が必要です。

#### 問題・現状

- ◎必要な人に必要な情報が届かない、サービスを利用しない人もいる
- ◎気軽に相談できる相手、窓口などが周知されていない
- ◎健康・福祉のサービス内容や利用方法についての情報を知りたい
- ◎資金貸付等、生活困窮者からの相談が増えている
- ◎同世代の話し相手や見守りの支援が不足している
- ◎サービスや制度が充実していない、介護の不安がある
- ◎制度外の困りごとを頼めるところがない
- ◎子育て世代が必要なサービスが不足している



#### <取り組み課題>

- ①身近な福祉情報を分かりやすく伝える工夫が必要
- ②身近な地域で生活課題が深刻化する前の段階で発見し、必要なサービスを活用しながら生活できるしくみをつくる
- ③多様化する一人ひとりの福祉課題に寄り添い、支援していく
- ④個別ニーズや地域ニーズに合わせた柔軟なサービスが供給できるよう、住民参加による多様 な主体の支援やサービスを創造する

#### 課題2. 災害時対応への体制整備

災害時等いざという時には、近隣住民同士の助けあいや要支援者に対する支援体制を整備することが大切です。

#### 問題・現状

- ◎災害時の体制ができていない (避難場所や災害時の対応が分からない)
- ◎地震や火事等防災・避難の情報を知りたい
- ◎個人情報の保護で情報がなく、緊急時に支援できない
- ◎避難訓練への参加が少ない、避難や家族等との連絡方法などの対策が十分でない



#### <取り組み課題>

- ①緊急時に住民同士が地域で助けあう支援体制を整備する
- ②日頃から一人ひとりが防災・減災に備える意識をもち、行動できるように取り組む
- ③個人情報の適切な管理と情報共有、活用についての共通認識が必要
- ④職員の災害時対応への意識を高め、市社協としての体制を充実させる
- ⑤災害ボランティアの受け入れや、ボランティアセンター設置・運営の準備を整えておく

#### 課題3. つながりの再構築による地域の福祉力の向上

自治会への加入、活動への参加が低下し地域のつながりや交流が希薄化しているなか、 アンケート調査では「地域の人との交流が大事」、「互いに協力・助けあう関係を築きたい」 等、身近なところでの支えあいが大事と多くの方が考えています。

問題・現状

- ◎日頃の近所づきあい、世代間のつながり等が希薄になった
- ◎地域行事の減少や、集まりふれあう場や機会が少なくなった
- ◎高齢やひとり暮らし生活の不安が大きく、交流や支えが必要
- ◎自治会や地域活動への必要性や関心が少なくなっている



#### <取り組み課題>

- ①住民同士のつながりによる、身近な地域での助けあい活動を充実させる
- ②地域で気軽に集える場やふれあう機会をつくり、交流を広め、深める
- ③既存の組織・団体活動の魅力を伝えるとともに、新たなつながりのしくみをつくる

#### 課題4. 地域福祉の担い手の育成と多様な担い手が参加できる環境づくり

アンケート調査からは、福祉ボランティア活動に参加している人の割合は低い(5%)がボランティア活動への参加意向は57.4%と、関心は高くなっています。

#### 問題・現状

- ◎ボランティア活動への参加が少ない
- ◎地域活動の担い手の高齢化がすすみ、後継者が育たない
- ◎活動に参加しようとしても、参加しにくい雰囲気がある



#### <取り組み課題>

- ①誰でもボランティアや福祉活動に参加できる多様な参加方法、活動の場や機会を提供する
- ②新しいメンバーが活動に参加しやすい環境 (雰囲気) づくり
- ③気軽に学んだり、情報を得られる場や機会を提供する(福祉教育の充実)
- ④参加意欲を高めるきっかけをつくる

#### 課題5.地域福祉活動を支える社協基盤の体制強化

社協とその活動内容までの認知度はまだまだ低く、地域福祉活動を推進する役割を担っていることや活動の魅力を伝える工夫が必要です。

様々な活動等をとおして認知度を向上させ、住民からの支援協力をさらに得ることで基 盤整備をすすめることが求められています。

#### 問題・現状

- ◎社協の認知度は低く、活動内容まで知っている人も相談事業やボランティアの支援、小地域 福祉活動等についての認知は低くなっている
- ◎活動を推進するためには安定財源の確保が必要



#### <取り組み課題>

- ①地域住民に社協の活動を知ってもらう
- ②地域住民や関係機関から信頼される組織体制づくり
- ③職員の資質の向上や専門性を高めるため、組織として生涯研修の体制づくり
- ④住民会員を広め、会員としての認識と参加・協力を得る
- ⑤行政との連携を強化する

#### 1. 現状・要因

#### 【少子高齢化・人口減少】

- ●働く場、子育て環境
- ●学校との交流減少
- ●空家の増加

#### 【医療・介護・子育て支援体制】

- ●医療体制の整備不足
- ●相談窓口が分かりづらい
- ●サービスが少ない

#### 【交通の不便さ】

- ●公共交通が不便
- ●地域に店が少ない
- ●高齢者の移動手段がない

#### 【つながりの希薄化】

- ●自治会未加入者の増加
- ●生活様式の変化
- ●隣家が遠い

#### 【担い手の不足】

- ●地域の世話役の不足
- ●活動者の高齢化と後継者の不足

#### 【防災・災害対策】

- ●避難場所の周知不足
- ●個人情報保護で要支援者の把握が困難
- ●交番との交流がない

#### 【その他】

- ●農業の収入では生活が苦しい
- ●行政の無駄遣い
- ●ボランティアとして押しつけ過ぎ
- ●公民館の老朽化、文化施設が少ない



#### 行政の課題

人口減少、仕事、医療体制、公共交通、 自治会加入、税金の無駄使い など

2. 地域福

#### 地域福祉の問題・現状

- ◎必要な人に必要な情報が届かない、サービスを利用しない人もいる
- ◎気軽に相談できる相手、窓口などが周知されてい ない
- ◎健康・福祉のサービス内容や利用方法についての 情報を知りたい
- ◎資金貸付等、生活困窮者からの相談が増えている
- ◎同世代の話し相手や見守りの支援が不足している
- ◎サービスや制度が充実していない、介護の不安がある
- ◎制度外の困りごとを頼めるところがない
- ◎子育て世代が必要なサービスが不足している
- ◎災害時の体制ができていない(避難場所や災害時 の対応が分からない)
- ◎地震や火事等防災・避難の情報を知りたい
- ◎個人情報の保護で情報がなく、緊急時に支援でき ない
- ◎避難訓練への参加が少ない、避難や家族等との連絡方法などの対策が十分でない
- ◎日頃の近所づきあい、世代間のつながり等が希薄になった
- ◎地域行事の減少や、集まりふれあう場や機会が少なくなった
- ◎高齢やひとり暮らしの不安が大きく、交流や支えが必要
- ◎自治会や地域活動への必要性や関心が少なくなっている
- ◎ボランティア活動への参加が少ない
- ◎地域活動の担い手の高齢化がすすみ、後継者が育たない
- ◎活動に参加しようとしても、参加しにくい雰囲気がある
- ◎社協の認知度は低く、活動内容まで知っている人 も相談事業やボランティアの支援、小地域福祉活 動等についての認知は低くなっている
- ◎活動を推進するためには安定財源の確保が必要



#### 祉の問題と社協・住民が取り組む課題

#### 地域福祉の課題

#### 1. 困りごとを抱えている方への支援の整備

- ①身近な福祉情報を分かりやすく伝える工夫が必要
- ②身近な地域で生活課題が深刻化する前の段階で発見し、必要なサービスを活用しながら生活できるしくみをつくる
- ③多様化する一人ひとりの福祉課題に寄り添い、支援していく
- ④個別ニーズや地域ニーズに合わせた柔軟なサービスが供給できるよう、住民参加による多様な主体の支援やサービスを創造する

#### 2. 災害対応への体制整備

- ①緊急時に住民同士が地域で助けあう支援体制を整備する
- ②日頃から一人ひとりが防災・減災に備える意識をもち、行動できるように取り組む
- ③個人情報の適切な管理と情報共有、活用についての共通認識が必要
- ④職員の災害時対応への意識を高め、市社協としての体制を充実させる
- ⑤災害ボランティアの受け入れや、ボランティアセンター設置・運営 の準備を整えておく

#### 3. つながりの再構築による地域の福祉力向上

- ①住民同士のつながりによる、身近な地域での助けあい活動を充実させる
- ②地域で気軽に集える場やふれあう機会をつくり、交流を広め、深めていく
- ③既存の組織・団体活動の魅力を伝えるとともに、新たなつながりのしくみをつくっていく

#### 4. 地域福祉の担い手の育成と多様な担い手が参加できる環境づくり

- ①誰でもボランティアや福祉活動に参加できる多様な参加方法、活動 の場や機会を提供する
- ②新しいメンバーが活動に参加しやすい環境 (雰囲気) づくり
- ③気軽に学んだり、情報を得られる場や機会の提供(福祉教育の充実)
- ④参加意欲を高めるきっかけをつくる

#### 5. 地域福祉活動を支える社協基盤の体制強化

- ①地域住民に社協の活動を知ってもらう
- ②地域住民や関係機関から信頼される組織体制づくり
- ③職員の資質の向上や専門性を高めるため、組織として生涯研修の体制づくり
- ④住民会員を広め、会員としての認識と参加・協力を得る
- ⑤行政との連携を強化する

課題解決に向けて

理念 2 基本目標

計画の体

# 標 3. 基本計画 1



## 第 4 章 基本理念・基本目標

## 1 基本理念

#### みんながつながり 笑顔がつながる 福祉のまちづくり

五條市に住む私たち誰もが安心して生きがいをもって暮らしていくためには、住民一人 ひとりの努力を基本としながらも、日頃から地域住民、福祉関係団体、市、社会福祉協議 会が連携・協働して地域福祉活動の推進に努める必要があります。

特に、助けあい、支えあうことのできる地域づくりには、住民の皆さんの役割は欠かせ ないものであり、主体的な行動が期待されます。

このことから、本計画の理念は、地域のみんながつながり支えあうことで、誰もが住み なれた地域で安心していきいきとした生活ができることをめざし、「みんながつながり **笑顔がつながる 福祉のまちづくり**」とします。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた具体的な取り組み目標として、4つの基本目標を掲げます。

# 基本目標 1

# 生活の安心がほしいなぁ

五條市で生活している方の中には、生活の困りごとや心配ごとを抱えて暮らしている方もおられます。そのため、困った時に必要な情報を入手できることや身近に相談できるしくみが必要です。また、いざという時に備えての災害に強い地域づくりや、困っている方を継続的に支えるサービスの充実としくみが求められています。

そこで、生活や暮らしの不安を解消し、安心した生活ができるよう、1つ目の目標を「生活の安心がほしいなぁ」とします。

## 基本目標 2

## 皆とつながっていたいなぁ

五條市は、昔からある地縁や血縁で結ばれてきましたが、少子高齢化、核家族化や生活様式の変化に伴い、地域住民の連帯意識が薄れてきており、住民同士の助けあい機能が弱体化してきています。

そこで、昔から自然にあった「地域住民のつながり」を意識的に再構築することで、お互いに見守り、助けあい、支えあう関係を高めていけるよう、2つ目の目標を「皆とつながっていたいなぁ」とします。

# 基本目標 3

# 支えあう人を育てたいなぁ

支えあいによる地域福祉活動を進めていくには、活動の担い手の存在が不可欠です。しかし、五條市では、高齢化による後継者不足やつながりの希薄化による活動への参加者減少など、活躍する担い手が不足しています。

そこで、福祉への意識啓発とボランティア活動への参加促進を進めることで、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍できるよう、3つ目の目標を「支えあう人を育てたいなぁ」とします。

## 基本目標 4

## 社協の基盤が大事やなぁ

五條市の福祉活動を広めていくためには、「地域福祉の推進」を使命とする社会福祉協議会が、その土台となり活動を支えていく必要があります。

そこで、社会福祉協議会の組織力を高め、安定した活動を維持・継続できるよう、4つ目の目標を「社協の基盤が大事やなぁ」とします。

# 第5章

## 基本計画・実施計画

基本目標



## 生活の安心がほしいなぁ

#### 基本計画 **1**

#### 福祉情報の発信

地域住民にさまざまな福祉に関する情報を届けるため、発信する情報内容を充実させていきます。また、福祉の情報が必要と思った時に身近に入手できるよう、発信の方法を工夫します。

#### 実施計画

#### 1、福祉情報の充実と発信方法の工夫

I、個征情報の允美と発信力法の上大 									
項目		内容(誰が・何を・いつまでに)							
以 日	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1			
広報「ふれあい」の充実	市社協	 継続				<b></b>			
広報紙 (年4回発行) へ掲載	する情報を整	理します。ま	た、広報紙の	配布先・方法	を検討します	0			
ホームページの充実	市社協	新たなHP の導入に向 けた情報収 集	継続	新たなHP を導入予定	拡充				
住民が必要な情報を分かり	住民が必要な情報を分かりやすく入手できるよう、既存のホームページを見直します。								
地域行事や活動を通じての情報発信	市社協 地区社協 民生・児童 委員	発信する福 祉情報の整 理		拡充					

- ・サロンや地区社協総会等の機会を活用し、福祉情報の発信を行います。また、福祉情報を記載したパンフレット(福祉のかわら版)を配布します。
- ・地域の身近な相談窓口である民生・児童委員と連携して情報発信します。

ぶくし出前講座の 開催 市社協 地区社協	講座内容の 検討	講座の実施
----------------------------	-------------	-------

住民への福祉活動の啓発機会として、市社協が地域住民の集まりへ出向いて、福祉の話題や情報を提供します。

	*************************************	<del></del>		<b>ー バ</b> カ			
並に	社協相談マグネッ	<b>中</b> 任肠	_	マクネット	最去		
林	トの配布	地区社協		の作成	配布		
77944	1 32 65 112	-0 C 1 T 1///		11 /90			

住民が必要な時に必要な福祉情報を入手できるよう、情報発信窓口として市社協の電話番号等を記載したマグネットを作成し、配布します。

## 基本計画 2

#### 相談機能・体制の充実

困りごとを抱えている方が相談しやすいように環境を整えるとともに、生活課題が深刻 化する前の段階で早期発見できるしくみを考えていきます。また、受け止めた相談は関係 機関と連携を取りながら解決をめざします。

#### 実施計画

#### 1、ふれあい相談の充実

16 日	内容(誰が・何を・いつまでに)					
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1
		パンフレッ				
ふれあい相談の周知	市社協	ハフラレラ ト内容の見 直し	配布先の検討と配布	継続		•

広報「ふれあい」への掲載による継続した周知に加え、ふれあい相談のパンフレット内容を見直し、住民や 関係者へ配布します。

	市社協	ふれあい相			
小孔めい科談員併修会の					
開催	ふれあい	談員研修の	継続		
州低	相談員	実施			

相談員の資質向上のため、ふれあい相談員研修会を実施します。

#### 2、社協の総合相談機能の強化と周知

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
		市社協内及					
相談機能の充実	市社協 関係機関	び関係機関との連携	継続				

支援が必要な方の周囲から相談が入るよう周知を行うとともに、総合相談として市社協があらゆる相談を受け止め、関係機関と連携し解決をめざします。

事業をとおしての	市社協 民生委員	相談受付	継続	実施	継続	<b>•</b>
相談支援の充実	ボランティア	方法の検討	かとでかりし		<u> </u>	

市社協の事業をとおして、相談の受付や問題の早期発見のしくみをつくります。

## 基本計画

#### 一緒に考え寄り添う支援

多様化する一人ひとりの個別課題や複雑化する家族の課題に対して、制度での対応の可否に関わらず、アウトリーチにより本人、関係機関や住民と一緒に考え寄り添いながら支援を行います。

#### 実施計画

#### 1、一緒に考え寄り添う支援

话日	内容 (誰が・何を・いつまでに)					
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31
	市社協	関係機関や				
アウトリーチによる	地区社協	担当者との	拡充			
伴走型支援の実施	関係機関	連携による	カムフじ			
	住民	支援				

アウトリーチによる個別支援として、早期発見のしくみづくりや関係機関・住民と一緒に一人ひとりに寄 り添う支援を行います。





#### 福祉サービスの充実

地域の二一ズに合わせて、必要なサービスを継続して実施していきます。また、現在の サービスでは対応しがたい事例についても、在宅生活を支えるために必要な新たな事業や しくみを考えていきます。

#### 実施計画

#### 1、在宅サービスの充実

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
各種事業による支援	市社協	 継続				<b>•</b>	

- ・地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金貸付事業など、必要なサービスを実施します。
- ・地域のニーズに合わせ、ふれあい文通、声の広報発行や車いす等の貸し出しなど、市社協独自の在宅サービスを行います。

#### 2、障害者サービスの充実

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
「ホームヘルプサービス」							
の実施と「デイサービス		継続				ĺ	
事業」の受託							

障害者総合支援法により、自立した日常・社会生活を営めるよう、介護や生活援助サービスを提供します。

障害者特定相談支援事業 の実施	市社協	継続		

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、計画の作成と相談支援を行います。

## 3、高齢者サービスの充実

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1		
「ホームヘルプサービス」								
の実施と「生活管理指導		継続				ŕ		
員派遣事業」の受託								

- ・介護保険法により、住みなれた自宅、地域で自立した生活を続けられるよう、介護や生活援助サービス を提供します。
- ・家事や日常生活を維持することが困難な方に、必要な指導・支援を行い、要介護状態になることを防ぎます。

「ケアプランの作成」と 「認定調査」の受託	市社協	継続		<del>                                     </del>

- ・介護保険法により、利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護サービス計画) の作成と相談援助を行います。
- ・介護保険のサービスに必要な要介護・要支援認定調査を受託します。



ホームヘルプサービスの様子

# 4、新たなしくみの開発・実施

項目		内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1		
事務局内合同事例 検討の実施	市社協	事例検討の 実施						

生活困窮者自立支援法等の新たな制度への対応や既存の制度・サービスでは対応しきれず支援が困難となっている個別事例をもとに、関係する各係合同で地域の共通課題を考え、支援のしくみづくりや新規事業の開発・実施を行います。

生活支	援コーディ		役割の学習		
ネータ	_	市社協			
机 (地域:	支えあい推	市	と市の方針		
進員)	の育成		を確認		

介護保険制度の改正にともない、地域包括ケアシステムのなかで、住民等による互助活動を支援していく とともに、有償ボランティアなど公的サービス以外の新たな住民助けあい活動のしくみを検討し、在宅生 活を支える社会資源を整えます。

新福祉後見体制の 準備	法人後見の学習と方針		<b></b>
	検討		

成年後見のニーズ増加による後見人不足に対応するため、市民後見人の養成や市社協による法人後見の検 討など、福祉の後見の体制づくりを考えます。



# 関係機関とのネットワークづくり

地域住民の抱えるさまざまな生活課題に対応していくには、社協の支援だけでは限界があるため、関係機関と連携をとりながら支援できる体制を構築していきます。

# 実施計画

## 1、関係機関との連携体制の整備

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	
関係機関や住民との連携	市社協						
	thic 가t	関係機関との連携	継続				
	住民	*5/1/1					

行政や福祉関係機関との調整の場や機会をとおして、住民も含めた連携による支援体制を構築します。

今神(11水(/))电空	市社協 各種団体	継続		

五條市民生児童委員連合会等、各種団体の運営を通じて協力関係を築いていきます。



# 災害に対応できる地域づくり

災害への対応は、いざという時への備えと地域住民同士の助けあいが重要になることから、日頃から防災・減災に対する意識啓発を行うとともに、災害時に支援が必要な方を見逃さない地域づくりをすすめます。

## 実施計画

## 1、災害対応への体制整備

16 日	内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
防災・減災の意識啓発	市社協 地区社協 関係機関 住民	拡充					

地域での行事や自主防災会との連携を通じて、防災・減災に対する意識啓発をすすめます。

地域で助けあう支援体制     地区社協       の整備     対抗       住民		市社協			
			   拡充		
	の整備	関係機関 住民			

いざという時に助けあえる地域になるよう、見守り活動等と連動して住民同士のつながりづくりをすすめます。また、「災害時避難行動要支援者台帳」が整備されることに伴い、個人情報に留意しながら各関係者の役割に応じた活動につながるよう活用します。



# 基本目標 2

# 皆とつながっていたいなぁ

## 基本計画 **1**

# 小地域福祉活動の活性化

お互いさまの気持ちで行うご近所のちょっとした助けあいが減少するなか、住民同士の つながりによる身近な地域での助けあいを広げるため、小地域福祉活動の推進や地区社協 活動が活性化するよう体制整備に取り組んでいきます。

# 実施計画

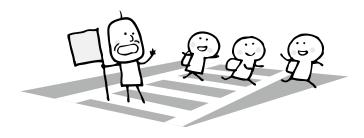
## 1、地区社協活動の活性化と小地域福祉活動の推進

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
ふれあい事業の推進	市社協地区社協	 継続				<b>•</b>	

地区社協が行う福祉事業の活性化を目的に、財政面からの支援として、事業に応じた補助金交付を行うことで、様々な活動に取り組んでいただきます。

新福祉懇談会の実施	11111  ×	福祉懇談会 の実施 3地区	3地区	3地区	3地区	3地区

福祉懇談会を開催することで「住民間で問題意識を共有する」「地域で解決策を考えてもらう」機会を提供し、地域の助けあい活動・意識を広げます。



# 2、地域支援のための体制整備

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1		
地域アセスメントの実施	市社協	記録様式の 作成	 拡充					

地域支援の初期段階として、地域ごとの実情(統計情報、社会資源、地域の現状・課題)を把握することで、 地域に必要な取り組みや支援を考える基礎資料とします。

地域支援記録の 整備	市社協	_	_	_	記録様式の 作成と整備	
---------------	-----	---	---	---	----------------	--

地域への関わりを整理・記録し、地域支援の経緯把握や今後の関わり方を客観的、長期的に検討していく 資料とします。

地区担当ワーカーの配置	市社協	検討		実施

地域支援に対して市社協の窓口として、地域と密接なつながりをもって地域・生活課題に対応して活動する地区担当職員の配置を検討します。

## 基本計画 **2**

# 地域での居場所づくり

地域で集まる機会が少なく住民同士のつながりが薄れてきているなか、地域で気軽に集まれる居場所づくりやふれあう機会の提供など、意図的なつながりづくりを通じて、つながりの再構築と新たな交流を広げていきます。

# 実施計画

## 1、ふれあいいきいきサロンの推進

话日	内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
サロンの開催か所数の	市社協						
拡大	地区社協	8か所	10か所	12か所	14か所	16か所	
加入	地域住民						

懇談会を通じて地域住民へサロン活動の必要性を伝えます。また、補助金や様々な情報を周知することで、 開催か所数を拡大します。

	市社協	開催内容の			
サロンの機能強化	地区社協 地域住民	検討	拡充		r

サロン参加者の困りごとの把握や不参加者への安否確認と見守り活動につながるしくみづくりを行います。 また、高齢者、障がい者や児童など、様々な方が参加できる地域の受け皿としてサロンが地域に根差した 活動になるよう支援していきます。

## 2、五條市立福祉センターの活用

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
五條市立福祉センターの 活用	m 4 T T K K	福祉センター の運営	継続			<b>•</b>	

健康器具の利用や集い・交流の場として、住民が集える場を提供します。



ふれあいいきいきサロンの様子

# 基本計画

# 見守り活動を広げる

地域で気にかかる方を地域の中で孤立させることなく、お互いに気にかけあいながら見守りができるよう、小地域ネットワーク活動の活性化や新たな形の見守り活動の拡大を行います。

# 実施計画

## 1、小地域ネットワーク活動の活性化

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1		
ネットワーク活動 地区の拡大	市社協地区社協	4か所	拡充	5か所	拡充	6か所		

- ・福祉委員、ボランティア協力員、民生委員、自治会がそれぞれの役割を理解し、支援対象者について情報共有する場や勉強会を行います。
- ・地域の実情や活動の必要性を地区社協の会議や懇談会を利用して周知・働きかけを行い、地区での取り組みが広がるよう支援します。

# 2、地域にあった見守り活動の展開

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)							
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1		
	市社協							
新たな見守り支援	地区社協		支援活動の					
活動の展開	地域住民	_	検討					
	関係機関							

サロン活動から見守り支援への展開や認知症による徘徊者を地域でどのように支えていくかなど、見守りの新たな支援活動を考えます。

## 3、ひとり暮らし老人等見守り支援事業の活用

话日	内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
強化	1 <del>111</del> 11× 2+166	配布する用 紙等の内容 検討	実施	継続		<b>*</b>	

給食サービス・配食を通じて困りごと相談カードや相談窓口の啓発紙を配布し、ひとり暮らし高齢者等に対する安否確認・相談機能を高めていきます。

# 基本目標 3

# 支えあう人を育てたいなぁ

## 基本計画 **1**

# 福祉教育の充実

子どもの頃から福祉にふれあうきっかけをつくることで、一人ひとりの思いやりや助け あいの心を育み、福祉に関心をもってもらうよう取り組みます。

## 実施計画

## 1、子どもを対象にした福祉教育の実施

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1		
	市社協							
これより誰のの問題		ψηψ±						
ふれあい講座の開催	学校	継続						
	施設							

福祉施設の協力を得て、児童・生徒に福祉の体験やふれあいを提供します。参加者(子ども、保護者、先生)からの意見をもとに、内容の充実を図っていきます。

「西古野ララとで目つけ隊」				
「西吉野ええとこ見つけ隊」	市社協			
「大塔ふくし体験のつどい」		継続		
	実行委員会			
の開催		(内容の検討)		

実行委員会が中心となり、地域性を盛り込んだ企画を実行します。大塔地区の児童・生徒数の減少により、 里帰り中の子ども達が参加できるような企画など、内容を工夫します。



ふれあい講座の様子

# 基本計画 2

# ボランティアの育成

誰もが参加したり学んだりできる環境を整えることで、新しい人材の育成やボランティア活動の充実をすすめます。

# 実施計画

## 1、ボランティアグループ・連絡協議会の充実

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
ボランティアグループ・ 連絡協議会の充実	市社協 市ボ連	 継続				<b>•</b>	

それぞれのグループ活動(15グループ)を支援します。また、グループ間の交流、情報交換、連携を図り、 市ボ連の活動を活性化していきます。

※ 市ボ連・・・五條市ボランティア連絡協議会

## 2、ニーズに合った講座の開催

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
新たな講座の開催		開催内容の検討	1 講座 開催	_	1 講座 開催	_	

ニーズに合ったボランティア養成講座を開催します(例えば、悪徳商法対策講座、祖父母子育て講座、終活 講座など)。講座開催後は、新たな活動につながるよう働きかけます。



市ボ連総会での防災ずきん作りの様子

# 基本計画

# ボランティアコーディネートの強化

ボランティアの紹介・調整を円滑に行える体制を整備し、ボランティア活動へとつなげます。

災害発生時には災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう体制を整備していきます。

# 実施計画

## 1、ボランティアの需給調整

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)						
以 日	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
ボランティア活動団体の 把握	市社協	一覧表の整備と周知	 拡充				

- ・ボランティア活動の情報提供を充実させ、ボランティアをしたい人へ様々な活動を紹介します。
- ・ボランティアを必要としている人や団体の把握を行い、ボランティアを調整します。

## 2、災害ボランティアセンターの運営

话日	内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
	市社協						
災害ボランティア センターの運営	市県社協	職員研修会の実施	継続			ŕ	
	宋						

「五條市社会福祉協議会災害時対応マニュアル」により、災害ボランティアセンターの機能を職員や関係者 が理解し共有することで、災害時は円滑に体制がとれるよう整備します。





# 社協の基盤が大事やなぁ

## 基本計画 **1**

# 社協の周知

社協の活動や福祉情報の発信を行い、より多くの住民に周知を図っていきます。

# 実施計画

## 1、社協の周知(情報提供の充実)

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)						
块 日	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
広報「ふれあい」・						$\rightarrow$	
ホームページの活用	市社協	拡充					
(再掲)							

- ・広報紙の発行(年4回)やホームページを通じて、社協の周知を行います。
- ・あらゆる機会、事業活動を通じて社協の存在をアピールします。



社協の広報「ふれあい」



# 安定した活動財源の確保

健全な社協経営のためには、財政基盤の強化を図ることが必要であり、自主財源の確保の取り組みや民間助成金等の活用を推進していきます。

## 実施計画

## 1、寄付や募金の拡大・継続

項目	内容 (誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31		
住民会員制度の充実	市社協 地区社協 自治会	 継続				<b></b>		

地域福祉活動を支える自主財源である住民会費については、特に趣旨に賛同いただき賛助会員の拡大を図ります。

.=		401.4.1		•	•
福祉基金の充実	市社協	継続			

基金の果実(利子)を地域福祉の活動財源としており、3億円を目標額とし基金の充実を図ります。

善意銀行の充実	市社協善意銀行	継続		

自治会の協力による「善意の募金」の充実と、善意による寄付の受け入れを積極的にすすめ、社会福祉向上 のため効果的な寄付金の活用に努めます。

共同募金の充実	市社協共同募金会	継続		

募金に対する理解や使途の明確化と周知の強化を図り、地域福祉の財源として確保します。

※ 住民会費、善意の募金、共同募金の配分は、地区社協(地区自治会)の活動財源として活用されています。



共同募金 (街頭募金) の様子

## 2、新たな活動財源の確保

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
** ** *********							
新たな活動財源の検討	市社協	情報収集	検討		実施予定		

ホームページ、広報紙、封筒へのバナー広告等、新たな活動財源の検討をします。

## 3、経営改善計画の実行

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)							
	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1		
経営改善計画の実行	市社協	 継続				<b>-</b>		

財政・組織・事業の課題・目標を明確にし、年度ごとの見直しと整備を行い健全な市社協の経営を行っていきます。

※経営改善計画・・・地域福祉を継続的に推進できる健全な社協経営を行っていくことを目的に、財政・組織・ 事業の課題・目標を明確にし、事業の必要性・効率性・効果性を検討しながら年度 ごとに策定している社協の計画。

# 基本計画

# 職員の資質向上

複雑多様化する福祉課題に対応していくため、研修への参加と自己研鑽を促し、福祉専門職として多様な知識の習得と職員の資質向上に努めます。

# 実施計画

## 1、職場内研修の実施と外部研修への参加

16日	内容 (誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
職場内研修 (OJT) の 充実	市社協	研修計画の 作成・実施	拡充				

年度ごとの職員研修計画に基づき実施し、資質向上と意識改革を図り、日々の業務の中でも自己研鑽を促します。

職場外研修 (OFF-JT) への参加	市社協	参加・報告	継続		

外部研修会に参加し、必要に応じて参加後は報告レポートを作成、職員間で共有します。

## 2、生涯研修と自己研鑽

項目	内容(誰が・何を・いつまでに)						
块 日	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	
「キャリアパス対応生涯 研修課程」の受講	市社協県社協	順次受講	継続			•	

- ・段階的なスキルアップをめざすためのプログラム、全社協が整備した「キャリアパス対応生涯研修課程」 を受講することで、組織力の向上を図ります。
- ・福祉専門職としての自覚と責任を認識し、基礎知識として必要な国家資格等の取得に努めます。

※ 全社協・・・全国社会福祉協議会



# 行政とのパートナーシップ

地域福祉を推進するために、社協と行政が両輪のごとくパートナーシップを図れるよう 努めます。また、活動に必要な法人補助金を確保できるよう働きかけます。

# 実施計画

# 1、行政とのパートナーシップ

1百 日	内容(誰が・何を・いつまでに)						
項目	実施者	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H31	
行政との連携	市社協市	継続				<b></b>	

行政担当課(係)と必要時に必要な連携がとれるようにし、このことを通じて社協への理解を更に深めてもらいます。



# 実施項目一覧 (平成27年4月~平成32年3月)

## 基本目標 1 【生活の安心がほしいなぁ】

<u> </u>	エルジタ心がるし	01100 02	<u> </u>
実が	<b>西項目</b>	新規	拡充・継続
■福祉情報の発信			
広報「ふれあ	5い] の充実		継続
ホームペー	ジの充実		拡充
地域行事や流	舌動を通じての情報		+:
発信			拡充
ふくし出前	講座の開催	0	
社協相談マク	グネットの配布	0	
■相談機能・体制	制の充実		
ふれあい相語	淡の周知		継続
ふれあい相語	淡員研修会の開催		継続
相談機能の	充実		継続
事業をとおし	しての相談支援の充		継続
実			和图形设
■一緒に考え寄り			
	チによる伴走型支援		拡充
の実施			3/4/6
■福祉サービスの			
各種事業に			継続
	プサービスの実施と		継続
	ナービスの受託		
	目談支援事業の実施		継続
	プサービスの実施と		継続
	派遣事業の受託		412470
ケアフラン(   受託	の作成と認定調査の		継続
	コ市別投計の中佐		
	司事例検討の実施 -ディネーターの育	0	
生态又拨口 <sup>-</sup> 成	ーナイネーターの自	$\circ$	
福祉後見体制	訓の進備		
	ネットワークづくり		
	主民との連携		継続
各種団体の過			継続
■災害に対応で			<u> </u>
防災・減災の			拡充
-	の思識合先 あう支援体制の整備		拡充
世界に切ける	りノメ坂仲町の笠浦		ガムノし

## 基本目標 2 【皆とつながっていたいなぁ】

実施項目	新規	拡充・継続
■小地域福祉活動の活性化		
ふれあい事業の推進		継続
福祉懇談会の実施	0	
地域アセスメントの実施		拡充
地域支援記録の整備	0	
地区担当ワーカーの配置	0	
■地域での居場所づくり		
サロンの開催か所数の拡大		拡充
サロンの機能強化		拡充
五條市立福祉センターの活用		継続
■見守り活動を広げる		
ネットワーク活動地区の拡大		拡充
新たな見守り支援活動の展開	0	
安否確認・相談機能の強化		継続

## 基本目標 3 【支えあう人を育てたいなぁ】

実 施 項 目	新規	拡充・継続
■福祉教育の充実		
ふれあい講座の開催		継続
西吉野ええとこ見つけ隊 大塔ふくし体験のつどいの開催		継続
■ボランティアの育成		
ボランティアグループ・連絡協 議会の開催		継続
新たな講座の開催	0	
■ボランティアコーディネートの強化		
ボランティア活動団体の把握		継続
災害ボランティアセンターの運営		継続

## 基本目標 4 【社協の基盤が大事やなぁ】

		-
実施項目	新規	拡充・継続
■社協の周知		
広報「ふれあい」・ホームペー		拡充
ジの活用		1/476
■安定した活動財源の確保		
住民会員制度の充実		継続
福祉基金の充実		継続
善意銀行の充実		継続
共同募金の充実		継続
新たな活動財源の検討	0	
経営改善計画の実行		継続
■職員の資質向上		
職場内研修 (ОJT) の充実		拡充
職場外研修(OFF-JT)への参加		継続
「キャリアパス対応生涯研修課		 継続
程」の受講		4-5-450
■行政とのパートナーシップ		
行政との連携		継続

新規: 5年間で新たに取り組んでいく

拡充: 現在取り組んでいる事業を更に充実していく 継続: 現在取り組んでいる事業を続けていく

# 第6章 計画の進行管理

# 1 推進体制

計画の円滑かつ確実な推進、実施計画の効果的・効率的な展開を図るため、次の体制で推進します。

## ①計画推進作業班

「計画推進作業班」は、本計画と年度ごとの事業計画との連動、取り組み内容の実施状況及び事業評価を行い、経営改善計画と一体的に計画の内容及び周知を職員全体に対して行い、計画の推進に取り組みます。

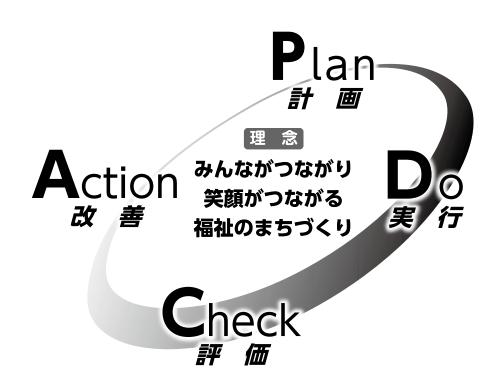
※ 計画推進作業班:局長、次長、総務福祉課地域福祉係員等により構成

## ②計画推進委員会

「地域福祉活動計画推進委員会」において年度ごとに客観的な評価を行うとともに、計画の見直し・改善に向けた提案を行います。

# 2 進行管理

計画3カ年目(平成29年)には中間見直し、計画期間最終年(平成31年)には、次期計画への反映を含め計画全体の総合評価を行い、次期計画の作成に取り組みます。



# 五條市の福祉の現状

(平成26年4月末現在)

# ■福祉指数

区	<del></del> 分		
人口	3 3,5 4 1	人	
世帯数		13,795	世帯
65歳以上の高齢者		10,424	人
高齢化率		31.08	%
ひとり暮らし高齢者		1,333	人
ふたり暮らし高齢者		1,165	世帯
介護保険認定者	要介護	1,676	人
月	要支援	583	人
身体障害者手帳所持者		1,762	人
療育手帳所持者		302	人
精神保健福祉手帳所持者	1 4 9	人	
生活保護世帯	3 2 8	世帯	
母子世帯	289	世帯	
父子世帯		2 9	世帯

# ■地域福祉の推進団体等

区			
地区社会福祉協議会		1 5	
自治会	地区連合会	2 3	
	自治会	296	
民生児童委員		1 0 4	人
主任児童委員		1 8	人
福祉委員(小地域ネットワーク	7活動)	110	人
ボランティア協力員(小地域ネ	マットワーク活動)	8 9	人
	グループ	1 5	
ボランティア登録	グループ (人)	268	人
	個人	252	人

# ■福祉関係施設等

区 分	
公民館	1 6
児童館	1
福祉センター	1
保健福祉センター	1
地域包括支援センター	1
高齢者施設 (通所含む)	2 2
障害者施設 (通所含む)	1 1
児童施設 (通所含む)	2
幼稚園	2
保育所	1 0
小学校	8
中学校	6
高等学校	3

# 策 定 経 過

# ■策定委員会、ワーキンググループ等の実施状況

日 時		項 目	内 容
平成25年 3月	22⊟	社協理事会	計画策定認定
平成25年 3月	29⊟	社協評議員会	計画策定議決
平成25年 4月	11日	奈良県立大学・奈良県社協打合	計画策定手順協議
平成25年 4月	30⊟	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出スケジュール確認
平成25年 6月	5 ⊟	第1回ワーキンググループ会議	ワーキンググループ役割確認
平成25年 7月	17⊟	ワーキンググループ勉強会	社協活動の確認・共有
平成25年 9月	4 ⊟	第2回ワーキンググループ会議	アンケート調査結果確認
平成25年10月	15⊟	第2回策定委員会	アンケート結果報告福祉懇談会開催協議
平成25年10月	24⊟	第3回ワーキンググループ会議	福祉懇談会開催確認
平成26年 2月	13⊟	第4回ワーキンググループ会議	地域の現状・課題確認
平成26年 5月	15⊟	第5回ワーキンググループ会議	基本計画検討
平成26年 6月	2 ⊟	第3回策定委員会	福祉懇談会結果報告・進捗状況報告
平成26年 7月	7 ⊟	第6回ワーキンググループ会議	基本計画検討
平成26年10月	7 ⊟	第7回ワーキンググループ会議	実施計画確認
平成26年12月	9 ⊟	第8回ワーキンググループ会議	活動計画(案)確認
平成26年12月	15⊟	第4回策定委員会	活動計画 (案) 承認

# ■地域福祉に関するアンケート調査

	時	項		内	容
平成25年	7月16日	アンケート調査発送		18歳以上男女1	,000名
平成25年	8月 5日	アンケート調査締切		有効回収数540	名
平成25年	8月25日	アンケート調査集計・	分析報告書完成		

# ■住民福祉懇談会の実施状況

日時	地区名	会 場	参加人数	主な参加者
平成25年11月29日	大 塔	ロッジ星のくに	21名	地区社協役員
平成25年11月30日	須恵・岡□	須恵公民館	21名	自治会役員
平成25年12月 6日	宇智	今井コミュニティセンター	27名	民生児童委員
平成25年12月 7日	田園	田園公民館	23名	ボランティア
平成26年 1月18日	南宇智	霊安寺構造改善センター		地域団体
平成26年 2月 1日	賀名生	賀名生公民館	20名	住民等

# 社会福祉法人五條市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (目 的)

第1条 社会福祉法人五條市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、五條市における地域福祉の一層の推進を図ることを目的に、地域福祉活動計画を策定するため社会福祉法人五條市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所堂事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1)地域福祉活動計画の作成に関すること。
  - (2)地域福祉活動計画に関する調査・研究に関すること。
  - (3) その他、評価に関すること。

#### (構 成)

- 第3条 委員会は、委員16名をもって構成する。
  - 2 委員は、次の各号に掲げる分野から本会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
    - (1) 住民組織の代表者
    - (2) 公私の社会福祉事業関係者
    - (3) 行政等関連領域
    - (4)本会事務局
    - (5) その他会長が必要と認めるもの
  - 3 委員の任期は、第1条及び第2条の目的を達成するまでとする。

#### (組 織)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
  - 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
  - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
  - 1 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

#### (関係者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め説明及び意見を聴くことができる。 (ワーキンググループ)

- 第7条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関して、作業の円滑な推進を図るためワーキンググループを置く。
  - 2 ワーキンググループのメンバーは、地域福祉活動実践者、地域団体、市行政、奈良県 社会福祉協議会、本会職員等、会長が委嘱する。
  - 3 ワーキンググループは、第2条の所掌事務を遂行するための具体的な作業活動を行う。
  - 4 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

## (事務局)

第8条 委員会の事務局は、本会に置く。

#### (雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### (召集の特例)

最初に召集される委員会は、第5条の規定にかかわらず会長が召集する。

# 社会福祉法人 五條市社会福祉協議会 「地域福祉活動計画」 策定委員名簿

順不同・敬称略

区分		氏	名		職名	備考
自治会	谷	Ó	秀	喜	五條市自治連合会長	
//	JII	村	家	廣	西吉野地区自治連合会長	
//	北	村		勇	大塔地区自治連合会長	
民生児童委員連合会	Ш	本	博	巳	五條市民生児童委員連合会長	
学識経験者	下	村	房	夫	学識経験者	委員長
ボランティア団体	小	Ш	芳		五條市ボランティア連絡協議会長	
福祉・地域団体	今	$\blacksquare$	倫	久	五條市老人クラブ連合会長	
//	芳	$\blacksquare$	峯	子	五條市地区婦人会連絡協議会	
福祉施設関係者	本	$\Box$	廣	明	介護老人保健施設ローズ理事長	
行政関係者	谷		幸	雄	五條市あんしん福祉部長	
//	櫻	井	佳津	≢子	五條市社会福祉課長	
社会福祉協議会	瀨	﨑	滋	雄	地区社会福祉協議会長代表	
//	北	Ш	茂	文	五條市社会福祉協議会長	副委員長
//	辰	E	宗	男	五條市社会福祉協議会西吉野支所代表	
//	中	$\Box$	良	子	五條市社会福祉協議会大塔支所代表	_
//	逵	本	千貨	子	五條市社会福祉協議会事務局長	

# (途中で退任された委員)

区分	氏	名	職名	備考
自治会	岩本	孝	西吉野地区自治連合会長	平成25年12月まで
社会福祉協議会	生多	享司	地区社会福祉協議会長代表	平成26年6月まで
行政関係者	前 田	博 明	五條市社会福祉課長	平成26年3月まで

# 社会福祉法人 五條市社会福祉協議会 「地域福祉活動計画」 ワーキンググループ名簿

順不同・敬称略

区分	氏 名	職名
ボランティア	椋 本 敏 雄	宇智地区社会福祉協議会副会長
//	西川惠美子	田園地区社会福祉協議会理事 (平成26年10月まで)
//	辻 田 己 知 子	せせらぎの会代表
//	吉 原 栄 子	個人
介護保険事業所協議会代表	藤 井 道 子	介護老人福祉施設まきの苑施設長
商工会	松本美登里	五條市商工会事務局長
NPO	木 下 喜 博	NPO法人うちのの館事務局長
//	今 井 勲	NPO法人大和社中
住民代表	坂本みさ子	西吉野地区
//	福本真美	大塔地区
行政関係者	上垣内盛幸	五條市社会福祉課長補佐 (平成26年3月まで)
社会福祉協議会	岡本晴子	奈良県社会福祉協議会地域福祉課主査
//	吉原一美	五條市社会福祉協議会次長
//	植 村 和 明	五條市社会福祉協議会総務福祉課長補佐

<sup>※</sup> アドバイザー(奈良県立大学地域創造学部 准教授 古山周太郎)

# 用語解説

## ■アウトリーチ

地域で生活課題のある援助が必要な人に対して、援助者の方から積極的に出向いていく援助。

## ■キャリアパス

職業経歴上の道筋を意味する。自らの道筋を描きながら将来に向かって努力し、一つひとつ段階をのぼっていくこと。

## ■給食サービス

ひとり暮らし高齢者等への安否確認と地域での孤立感を軽減するため、月に一度程度行われている給食配食サービス事業。市が市内の施設に委託して、毎日(週6日)実施している配食サービスも整備されている。

## ■共同募金

社会福祉法に基づき、毎年厚生労働大臣の 定める期間内に赤い羽根をシンボルマーク にして行われる募金のこと。集めた寄付金 は、社会福祉を目的とする事業に活用され る。

## ■ケアプラン(介護サービス計画)

介護保険制度で個々のニーズに合わせた 適切な保健・医療・福祉サービスが提供され るように、ケアマネージャー(介護支援専門 員)を中心に作成される計画。

## ■広報ふれあい

市社協が年に4回発行。新聞折込みと配達で全戸に配布。社協活動や福祉情報が掲載されている啓発紙。社協ホームページにも掲載。

## ■声の広報

五條市が毎月発行している「広報五條」を ボランティアグループ"青い鳥"が朗読し、 カセットテープに録音したものを、視覚障が い者の方に配付しているボランティア活動。

## ■災害ボランティアセンター

災害発生時に地元や各地から集まってくるボランティアを、被災者や被災ニーズ等につなげる調整機能をもったセンター。

## ■市民後見

「成年後見制度」で一定の研修等により後見活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を備えた一般市民が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

#### ■終活講座

「人生の終わりのための活動」の略。人が 人生の最後を迎えるにあたっての準備(葬儀 や墓の準備、財産相続、遺言の作成など)を するための講座。

## ■住民会員制度

住民の皆さんが福祉活動へ関心をもち社協活動に賛同してもらうことで、社協会員として会費をいただき、その財源により地域福祉活動を推進する制度。

## ■障害者総合支援法

障がい者(児)が自立した日常・社会生活を営むことで社会参加の機会を確保することや地域社会において人々と共生することを妨げられないように、必要な障害福祉サービスの給付、その他の支援を総合的に行う法律。

## ■障害者特定相談支援事業

障がい者(児)の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談及びサービス利用計画の作成などマネジメントにより支援する事業。

## ■障害者デイサービス(生活介護)

在宅で障がいをもつ方(身体・知的・精神)に、必要に応じた各種サービスの提供を行い身体機能の維持向上並びに家族の介護負担の軽減を目的とした事業。

## ■小地域ネットワーク活動

地区社協を基盤として、民生・児童委員、福祉委員、ボランティア協力員等が地域の福祉ニーズを早期に発見し、支援の必要な方へ「見守り、声かけ、励まし」の訪問活動を行う活動。

## ■スキルアップ

資格や技術の習得。また、その技能や技術 を高めること。

## ■生活管理指導員派遣事業

高齢者で食事・洗濯等の日常生活を維持することが困難な方を対象に、必要な指導・支援を行い、要介護状態になることを防ぐための事業。

# ■生活支援コディネーター (地域支え合い推進員)

「介護予防・日常生活支援総合事業」の中で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘や地域資源の開発、ネットワーク化等のコーディネート機能を担う者。

## ■生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと相談援助を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長、安定した生活を送れるようにする貸付償還事業。

## ■成年後見制度

認知症、知的障がい者、精神障がい者等、 主として判断能力の十分でない人の財産が その意思に即して保全活用され、また日常生 活において、主体性がよりよく実現されるよ うに、財産管理や日常生活上の援助をする制 度で「法定後見制度」と「任意後見制度」の2 つがある。

法定後見制度は、判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人、一定の研修等を終えた市民等が成年後見人として選ばれる。

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくもの。

## ■善意銀行

ご寄附いただいた善意の金品を、支援を必要とする人や団体等へ善意の橋渡しとして払い出しをする組織。

#### ■地域アセスメント

地域に必要とされる支援や取り組みを発 見するために、地域ごとの社会資源や現状・ 課題を調査・評価すること。

# ■地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)

認知症、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が低下・不十分な方が地域で安心して生活できるように、日常の金銭管理や書類等の預かり、福祉サービス利用などの支援を行う事業。

## ■ニーズ (個別・地域)

個別ニーズとは、個人や家族の抱える課題に対して解決するために必要とされること。 地域ニーズとは、個人の抱える問題に対して、課題解決にむけて地域で取り組み満たすべきこと。

# ■西吉野ええとこ見つけ隊・大塔ふくし 体験のつどい

児童・生徒・住民を対象に、郷土愛や福祉 への理解を得るために福祉教育の一環とし て行う行事やつどい。

## ■パートナーシップ

協力関係を意味する。関係者や人同士の強い結びつきのこと。

## ■バナー広告

インターネット上の画面や広報紙などに 掲載されている広告のこと。

## ■福祉委員

身近な地域における生活の困りごとや支援の必要な人を早期に発見するため、小地域ネットワーク活動で活躍する「福祉のアンテナ役」の委員。

## ■福祉基金

住民からの寄付金や市からの出資金等を 積立、その果実(利息)を地域福祉の推進を するための財源とする基金。

## ■福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉に主体的な関心 と積極的に参加することにより、援助を必要 とする人々に対して福祉サービスを提供す る地域共同体。

## ■ふれあいいきいきサロン

地域住民が気軽に集える場所(公民館、集 会所等)で、月に1回以上の運動や茶話会等 の交流を通じ、地域の「仲間づくり」「出会 いの場づくり」「健康づくり」等を行う活動。

## ■ふれあい講座

小学生・中学生を対象に子どもの頃から福祉にふれるきっかけとして、夏休みの期間に福祉施設で各種の体験やふれあい交流を行う体験講座。

## ■ふれあい相談

様々な悩み(家事・民事、子育て、介護、 近隣トラブルなど)を抱えた方を対象とした 相談窓口のこと。

#### ■ふれあい文通

外出の機会が少ない高齢者がボランティアとの文通をとおして交流を深め、孤独感の軽減と心配ごと等の福祉ニーズを発見した場合に市社協につなぐ活動。

## ■法人後見

「成年後見制度」で社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## ■ホームヘルプサービス

介護を必要とする高齢者、障がい者、難病 患者などを対象に、訪問介護員(ホームヘル パー)が利用者の自宅を訪問し、入浴・食事 介助等の身体介護や掃除・調理等の生活援助 を提供するサービス。

## ■ボランティア協力員

福祉委員により発見された支援の必要な方に「見守り・声かけ・励まし」等の訪問活動を行う小地域ネットワーク活動でのボランティア。

## ■ボランティアコーディネート

社会福祉協議会等において、ボランティア を必要としている人とボランティア活動を 行いたい人を調整すること。

#### ■有償ボランティア

福祉活動等に際して交通費、食事等の金品の支払いを受けるボランティア。